

議第89号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第39号の4を第39号の5とし、第39号の3を第39号の4とし、第39号の2の次に次の1号を加える。

(39)の3 長期優良住宅維持保全計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料

1件につき 530円

第2条第2項第18号中「第2項ならびに第16条の2第1項および第2項」を「第16条第1項」に、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「第5条第6項」を「第5条第5項」に、「法第6条第1項および第4項の規定に基づく教育職員検定の手数料

1件につき 1,700円

法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料

1件につき 3,300円

法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料

1件につき 2,000円

「法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料

1件につき 1,700円

「法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料

1件につき 1,300円

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認の手数料

1件につき 3,300円

改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の手数料

1件につき 2,000円

改正法附則第2条第7項の規定に基づく確認の手数料

1 件につき 3,300円 」

「法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料

1 件につき 1,300円 」

改める。

別表第67中「増築または改築」を「新築以外」に改め、同表(1)の項中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または同条第6項および第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項ア中「法第6条第2項の規定による申出がない」を「イに掲げる場合以外の」に改め、同項ア(㍿)および(イ)中「建築しようとする」を「認定の申請に係る」に改め、同表(2)の項中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第5条第6項第4号イ」を「第5条第8項第4号イ」に、「または第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000円」を「、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000円」に改め、同表注3を同表注4とし、同表注2中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または当該長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表中注2を注3とし、注1を注2とし、同表に注1として次のように加える。

- 1 この表において「新築以外」とは、増築もしくは改築または法第2条第3項に規定する維持保全（住宅の建築（法第2条第2項に規定する建築をいう。）を伴わないものに限る。）をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項および別表第67の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。